

結婚の神聖と離婚

主イエスはマタイ福音書第5章において、ファリサイ人や律法学者的伝統において神の律法がどのようにしてその真の精神を失い、ただ単に外形的形式的にのみ理解され、上べだけの律法遵守になるに至ったかを指摘し、律法の真の意味がどこにあるかを、いくつかの例をあげながら説明し、鋭い律法理解を展開された。その第3の例は、結婚と離婚に関する律法学者やファリサイ派の人々の誤った律法解釈に対する主イエスの糾弾である。

「妻を離縁する者は、離縁状を渡せ」というのは確かに申命記24章1節に記されているオキテの一つである。そこには「人が妻をめとり、その夫となつてから、妻に何か恥すべきことを見だし、気に入らなくなったとき、離縁状を書いて彼女の手渡し、家を去らせる」とある。

この「恥すべきこと」とは何かに関し、いろいろな解釈がなされ、特に後の律法学者たちによって拡大解釈され、如何なる理由であれ、例えば、妻が食べ物をこがしたり、塩を入れすぎて料理をまずくしたり、街頭で他の男と話をしたり、人前で口論をしたり、或いは夫の面前で夫の両親に不遜の言葉を語った場合等々も離婚の理由とされ、離縁状を書いて渡せば万事それでよく、自分は律法を守っているとされたのである。

このような人間の好みに合わせた身勝手な律法解釈に対して、主イエスは「しかし、わたしは言うておく。不法な結婚でもないのに妻を離縁する者はだれでも、その女に姦通の罪を犯させることになる。離縁された女を妻にする者も、姦通の罪を犯すことになる」と言われて（31、32節）、彼らの律法解釈の欺瞞性を糾弾された。

本来この戒めは、女性が人格としてではなく物のごとく見なされ、父親や夫によって勝手に処理されていた時代にあつて、男性の横暴を抑止し、身勝手な離縁を阻止するために与えられたものであつた。結婚が神の前に神聖なものであり、一方の配偶者の不貞という特別な場合以外に離婚はあつてはならないことを教えられた（この箇所は口語訳では「だれでも、不品行以外の理由で自分の妻を出す者は、姦淫を行なわせるのである」となっている）。

主イエスは、同じマタイによる福音書の別の箇所でもファリサイ派の人々にこうも言われた。「あなたがたは読んだことがないのか。創造主は初めから人を男と女にお造りになった。・・・それゆえ人は父母を離れてその妻と結ばれ、二人は一体となる。だから、二人はもはや別々ではなく、一体である。従つて、神が結び合わせてくださったものを、人は離してはならない」（マタイ19：4～6）。

結婚は、人間の都合によって立てられた便宜上の制度ではなく、神が定められた創造の秩序であり、また恵みの制度である。そこにおいて一組の男女が聖なる誓いをなして一体とされる。この誓いによる一体性は神聖であつてその一体性を破棄できるのは、不品行（不貞行為）だけであり、それ以外の理由でいとも簡単に妻を離縁してはならないということを主は強調された。

結婚と離婚に関するこの主の教えは、男性の横暴と身勝手な律法解釈への警告であり、常にその犠牲とされてきた女性（妻）への大きな慰めの言葉であつた。「汝姦淫する勿れ」で始まる性の倫理と結婚に関する主イエスの教え（5：27～32）は、何と高尚で深遠であらうかと思う。